

訪問リハビリテーション重要事項説明書

＜令和8年6月1日 現在＞

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話：048-474-0324（営業日 9：00から17：30まで）

担当：佐々木 美津子

*ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2. 介護老人保健施設 志木瑞穂の里 訪問リハビリテーションの概要

1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	介護老人保健施設 志木瑞穂の里
所在地	埼玉県志木市上宗岡2丁目20-17
・介護保険指定番号 ・その他のサービス	1152280010 ・入所(ユニット型120床) ・ショートステイ ・通所リハビリテーション サービス提供時間 9：00から17：30まで
通常の事業の実施地域*1	志木市・朝霞市・新座市

*1 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

2) リハビリテーションの職員体制

資格		配置人数
管理者	医師	1名
従業者	理学療法士	1名
	作業療法士	1名
	言語聴覚士	1名

3) サービスの提供時間帯

営業日	営業時間	備考
月～土曜日	9：00～17：30	祝日も実施可能／年末年始休業有

*ただし、サービス提供時間は、移動時間も含まれるため、実際の訪問リハビリテーションサービスを提供する区域によって、移動時間を考慮するものと認識いただきますようご理解の程、お願いします。

3. サービス内容

＜訪問リハビリテーション＞

ご自宅まで訪問致します。計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、理学療法士等が、要介護者等の自宅を訪問し、生活機能の向上を目的に、基本的動作能力または応用的動作能力、社会的適応力、心身の機能の維持回復、摂食嚥下、コミュニケーションの回復を図るためのリハビリテーションプログラムやご家族様への必要な助言、指導などを評価・作成し実施致します。

4. 利用料金

1) 利用料

指定（介護予防）訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、その1割若しくは2～3割の額となります。

＜利用料金表＞

サービス内容	単位数	利用料 (10割)	利用者負担額 (1割・2割・3割)
訪問リハビリテーション費	308単位/回	3283円	328円・656円・984円 ※1回(20分)に付き
介護予防訪問リハビリテーション	298単位/回	3177円	318円・636円・954円 ※1回(20分)に付き
(予防) 訪問リハ計画診療未実施減算	－50単位/回	－533円	－53円・－106円・－159円
短期集中リハビリテーション実施加費	200単位/日	2132円	213円・426円・639円 ※退院・退所から3か月以内
リハビリテーションマネジメント加算(イ)	180単位/月	1919円	192円・384円・1152円
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	213単位/月	2271円	227円・454円・681円
事業所の医師が利用者又は家族に説明し同意を得た場合	(イ)(ロ)に加え 270単位/月	(イ)4797円 (ロ)5179円	480円・1030円・1545円 518円・1036円・1554円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240単位/日	2558円	256円・512円・768円 ※退院・退所もしくは訪問開始日から3か月以内
退院時共同指導加算	600単位/回	6396円	640円・1280円・1920円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6単位/回	64円	6円・12円・18円
(予防) 12ヶ月超に伴う減算	－30単位/回	－319円	－319円・－638円・－957円
移行支援加算	17単位/日	181円	18円・36円・51円
処遇改善加算	15/1000加算/月		※所定単位数の15/1000加算

＊上記単位数に地域区分割合（４級地）１０．６６％を掛けた数が利用料（１０割）、前記の数に０．１若しくは０．２、０．３を掛けたものが利用者負担額（１割若しくは２割、３割）となります。＊作業活動などや自助具の作成などに必要な物品を使用した場合は実費を申し受ける場合がございます。

２）交通費

- ・通常の事業実施地域にお住まいの方は、無料となります。
- ・通常の事業実施地域以外にお住まいの方は、通常の事業の実施地域を超えた地点から片道１０ｋｍ以上は１ｋｍにつき５０円の実費が必要です。

３）キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡下さい。（連絡先 ０４８－４７４－０３２４）

ご利用の１時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご連絡がなかった場合（訪問時、お留守の場合）	利用料の全額

４）その他（料金の支払い方法）

お支払方法は、口座引き落としとなります。

毎月１０日までに前月分の請求を致します。毎月２７日が振替日となっております。

５．サービスの終了

１）ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の１週間前迄にお申し出下さい。

２）当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了１ヶ月前迄に、文書にて通知致します。

３）自動終了

以下の場合には、双方の通知が無くても、自動的にサービスを終了致します。

- ① ご利用者様が介護保険施設に入所された場合
- ② 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ③ ご利用者様がお亡くなりになられた場合

４）その他

- ① 当法人が正当な理由無くサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様ご家族様等に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合、または当法人が破産した場合、ご利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

② ご利用者様のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅滞し、料金を支払うよう督促したにもかかわらず、10日以内に支払われない場合、または、ご利用者様が正当な理由無くサービスの中止をしばしば繰り返した場合、ご利用者様の入院もしくは病気等により、1ヶ月以上に渡ってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、ご利用者様またはそのご家族様、当法人や当法人のサービス従業者または他のご利用者様に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させて頂く場合がございます。

6. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者等へ連絡致します。

7. 実習生の同行について

理学療法士・作業療法士養成校の臨床実習を受け入れており、学生が同行訪問する場合がございますのでご協力お願いいたします。学生の訪問を希望されない場合はお申し出下さい。

8. 秘密の保持

当施設とその職員は、業務上知り得た利用者及び扶養者若しくはその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号の情報提供について当施設は利用者及び扶養者から予め同意を得た上で行うこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村・居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供あるいは適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会・研究会等での事例研究発表等。尚、この場合は利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のために必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

前項に掲げる事項は利用終了後も同様の取り扱いとします。

この守秘義務は契約終了後も同様であり、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持します。

9. サービス内容に関する苦情

1) 当法人お客様相談・苦情担当

介護老人保健施設 志木瑞穂の里 リハビリテーション課

担当：佐々木 美津子 電話：048-474-0324

2) その他当法人以外に、市町村の相談・苦情を伝えることができます。

志木市役所介護保険課 電話：048-473-1111

埼玉県国民健康保険団体連合会 電話：048-824-2568

10. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故は発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しております。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険名 介護保険・社会福祉事業者総合保険

11. 虐待の防止について

当事業所は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の通り必要な措置を講じます。

①虐待の防止に関する責任者を選定します。（責任者：佐々木 美津子）

②利用者様及びそのご家族からの苦情解決体制を整備します。

③職員に対し、虐待防止を啓発・普及するために研修を実施します。

④サービス提供中に、当事業所職員又は養護者（利用者様のご家族等、現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市区町村へ通報します。

12. 身体拘束について

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

13. 業務継続計画の策定等

①事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

②事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

③事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人 瑞穂会
施設名	介護老人保健施設 志木瑞穂の里
代表者役職・氏名	理事長 穂坂 邦大
法人所在地	埼玉県川越市中台元町1丁目16番地11
定款の目的に定めた事業	1 川越リハビリテーション病院 2 城南中央病院 3 介護老人保健施設 瑞穂の里 4 訪問看護ステーション みずほ 5 ケアステーション みずほ 6 居宅介護支援事業所 みずほ 7 デイサービス みずほ 8 介護老人保健施設 志木瑞穂の里 9 居宅介護支援事業所 志木みずほ 10 特別養護老人ホーム 志木瑞穂の森 11 新座市北部第二高齢者相談センター 新座みずほ 12 デイサービス アシスト MIZUHO 13 訪問看護ステーション 志木みずほ

訪問リハビリテーション利用同意書

訪問リハビリテーションを利用するにあたり、訪問リハビリテーション重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、十分に理解したうえで同意します。

年 月 日

〈利用者〉

住所

氏名

㊞

〈扶養者〉

住所

氏名

㊞

介護老人保健施設 志木瑞穂の里

施設長 殿

【本重要事項説明書 4 の請求書・明細書及び領収書の送付先及び扶養者（保証人）】

住所	
氏名	㊞ （続柄 ）
電話番号	

【連帯保証人（上記保証人以外の方）】※連帯保証人本人の自筆でお願いします

住所	
氏名	㊞ （続柄 ）
電話番号	

【本重要事項説明書 6 の緊急時の連絡先】

住所	
氏名	㊞ （続柄 ）
電話番号	

第8条関係（訪問リハビリテーション用）

個人情報を開示することについての同意書

介護老人保健施設訪問リハビリテーション利用約款第8条の規定に係る個人情報を
開示することについて同意いたします。

令和 年 月 日

介護老人保健施設 志木瑞穂の里
施設長 殿

利用者 住 所

氏 名

印

扶養者 住 所

氏 名

印

（別添資料1）

個人情報の利用目的

(2012 年 7 月 1 日現在)

介護老人保健施設 志木瑞穂の里では利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計、経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護、医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等にあたり外部の医師等の意見、助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - －医療、介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供